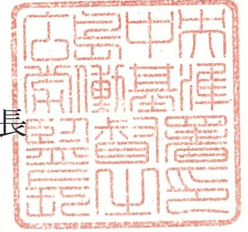


広島中央基署発 0113 第 3 号
令和 4 年 1 月 13 日

関係団体の長 殿

広島中央労働基準監督長



建設業における死亡災害撲滅に向けた重点対策の
より一層の推進について（協力要請）

平素より、労働基準監督署の業務の円滑な運営、とりわけ労働災害防止活動につきまして、格別のご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 1 月現在、当署管内における令和 3 年の建設業での死亡労働者数の速報値は 0 人で、これもひとえに、関係各位の労働災害防止に寄せる熱意と地道な安全衛生管理活動の賜物であり、心より敬意を表するところです。

しかしながら、労働安全衛生法が施行された昭和 47 年以降、当署管内の建設業における死亡災害は、長期的には減少傾向にあるものの、平成 20 年及び令和 3 年を除き毎年発生しています。また、令和 3 年の建設業の死傷者数（休業 4 日以上）の速報値は 98 人で、そのうち 26 人（26.5%）が墜落・転落災害であり、死亡災害に繋がるリスクの高い墜落・転落災害が最も多く発生している状況です。

この状況を踏まえ、当署では、第 13 次労働災害防止推進計画の最終年である本年において「建設業死亡災害ゼロ」を実現するため、最も多く発生している墜落・転落災害防止を重点とした監督指導の実施など、各種対策を引き続き推進しているところですが、死亡災害を撲滅するためには、各事業場において、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって計画的かつ継続的に災害防止に取り組むことが重要です。

つきましては、死亡災害を撲滅するため、貴団体の広報誌、ホームページ等に、本要請文及び別添リーフレット「建設業 STOP！死亡災害 2022」を掲載等いただくとともに、傘下の会員事業場や協力会社に死亡災害撲滅に向けた『3つの重点対策』（別添リーフレット参照）をより一層推進していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別添リーフレットの PDF ファイルを電子メールにて送信することもできますので、必要の際は担当課にご連絡いただきますよう重ねてお願いいたします。

【担当課】

安全衛生課 電話 082-221-2459